

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		地縁による団体の認可
根拠法令等及び条項		地方自治法第260条の2第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	地方自治法第260条の2第1項、第2項、第3項及び第4項 地方自治法施行規則第18条第1項、第2項
	参考事項	栃木市地縁による団体の認可に関する事務取扱要綱
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年10月 8日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 申請者 地縁による団体（町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）の代表者</p> <p>2 区域の範囲 地縁による団体の区域が栃木市内であること。</p> <p>3 要件</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>(5) 規約に、次に掲げる事項が定められていること。</p> <p>ア 目的</p> <p>イ 名称</p> <p>ウ 区域</p> <p>エ 主たる事務所の所在地</p> <p>オ 構成員の資格に関する事項</p> <p>カ 代表者に関する事項</p> <p>キ 会議に関する事項</p> <p>ク 資産に関する事項</p>	

(6) ウの区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。